

川口市クリーニング所の衛生措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）第3条第3項第6号の規定に基づき、クリーニング所の衛生措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(衛生上必要な措置)

第3条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。ただし、市長は、公衆衛生上支障がないと認められるクリーニング所については、これらの措置を緩和して別に必要な措置を定めることができる。

(1) 洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うクリーニング所にあつては、次に定める構造とすること。

ア 仕上場

(ア) 面積は、10平方メートル以上とすること。

(イ) 床は、板又はコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。

イ 洗い場

(ア) 面積は、10平方メートル以上とすること。

(イ) 側壁は、床面から1メートルまでをコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。

ウ 受取及び引渡場

床は、板又はコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。

(2) 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、次に定める構造とすること。

ア 面積は、6.6平方メートル以上とすること。

イ 床は、板又はコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。

(3) クリーニング所は、住居等と区画し、専用とすること。

(4) クリーニング所と食品を取り扱う施設とを同一施設内に設ける場合は、これらの施設の境

界に障壁を設けること。

- (5) クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第1条各号に掲げる洗濯物の消毒場を別に設ける場合は、取扱数量に応じた適当な設備とすること。
- (6) し尿の付着している物の洗濯に使用した水を放流する場合は、し尿浄化装置を設け、これにより処理すること。ただし、終末処理場のある下水道に放流する場合は、この限りでない。
- (7) 前号に定めるもののほか、洗濯に使用した水等は、公衆衛生上支障のないように処理すること。
- (8) 洗濯又は仕上げの終わった物と終わらない物を入れる容器又は設備を区別して設け、かつ、これらにその旨を標示しておくこと。
- (9) 洗濯の終わらない物を仕上場に置かないこと。ただし、その物を入れる容器に蓋をした場合は、この限りでない。
- (10) 採光、換気及び照明を十分にすること。
- (11) 洗濯に使用する薬品等は、安全な場所に保管すること。
- (12) クリーニング所並びに業務用の機械及び器具の消毒並びにねずみ、昆虫等の駆除を適宜行うこと。
- (13) 法第9条に規定する業務に従事する者の身体及び衣服を清潔に保ち、又は保たせること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてクリーニング業法施行条例（平成14年埼玉県条例第79号）附則第2項の規定の適用を受けていたクリーニング所であって、施行日以後引き続き第3条第1号ア(ア)若しくはイ又は第2号アの規定に適合しない部分があるものの当該部分に係る構造設備の基準については、施行日以後最初に当該部分の構造設備が変更されるまでの間は、同項の規定の例による。